

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	報酬等及び不動産使用料等並びに給与等支払にかかる法定調書作成に関する事務(個人番号関係事務)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、報酬等及び不動産使用料等並びに給与等支払にかかる法定調書作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区財務会計システムでは、個人番号に関する業務メニューにアクセス制限を設定し、利用者の限定、操作記録の保存等の措置を講じる。また、外部に委託しているシステム保守業者に対しては、個人情報データの持ち出し禁止と社内のセキュリティ体制報告を義務付け、個人情報保護対策が適切に保てるよう監督している。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	報酬等及び不動産使用料等並びに給与等支払にかかる法定調書作成に関する事務(個人番号関係事務)
②事務の概要	<p>【概要】</p> <p>1 区が支払調書発行対象の支払(所得税法第204条第1項並びに第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定される報酬、料金、契約金及び賞金)をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書(DVD)として税務署に送付する。</p> <p>2 区が支払調書発行対象の不動産等使用料等の支払をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書(紙ベース)として税務署に送付する。</p> <p>3 区が源泉徴収票発行対象(一般職員等分を除く)の支払(所得税法第183条並びに第185条の給与等)をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に源泉徴収票(磁気媒体)で税務署に送付する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>①個人番号を相手方番号(財務システム内債権者番号)と紐付け、源泉徴収ファイルとしてシステム内に格納する(1年2000件程度)。</p> <p>②源泉徴収ファイルへの登録は、各課(係)事務担当者が契約又は支出命令書発行後に財務会計システムに登録(契約・支出命令書データとは別管理)。他課職員が個人番号を登録済の場合には、二重に登録はしない。</p> <p>③源泉徴収ファイルは支払調書への個人番号印刷時のみ使用し、他の業務では使用しない。</p> <p>④毎年1月、会計管理室で前年分の支払調書を発行し税務署に提出する。</p> <p>⑤2年以上支払のない個人番号データは、毎年1回調査して削除する(SE作業)。</p> <p>※支払調書を各課で発行する場合は、個人番号を付さない。</p> <p>⑥2の不動産使用料等にかかる支払調書については、支払情報を各課からエクセルデータで収集する。個人番号データについては紙ベースで収集する。エクセルデータをもとに支払調書ファイルの個人番号データを使用し、支払調書を作成する。紙ベースの支払調書を税務署に提出する。</p> <p>⑦3の源泉徴収票については、毎年1月中に該当所属から紙作成の源泉徴収票を収集する。その後、会計管理室において源泉徴収票ファイルを使用し、源泉徴収データを作成する。このデータを人事担当部</p>
③システムの名称	財務会計システム、パソコン管理

2. 特定個人情報ファイル名

源泉徴収ファイル、支払調書ファイル、源泉徴収票ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	会計管理室
②所属長の役職名	会計管理者

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 会計管理室 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話03-5744-1414

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 会計管理室 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話03-5744-1414

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月3日	表紙 評価書名	報酬等の支払調書作成に関する事務(個人番号関係事務)	報酬等及び不動産使用料等並びに給与等支払にかかる法定調書作成に関する事務(個人番号関係事務)	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(対象事務の追加による修正)」
平成28年6月3日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大田区は、報酬等の支払調書作成に関する事務における特定個人情報取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大田区は、報酬等及び不動産使用料等並びに給与等支払にかかる法定調書作成に関する事務における特定個人情報取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(対象事務の追加による修正)」
平成28年6月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	報酬等の支払調書作成に関する事務(個人番号関係事務)	報酬等及び不動産使用料等並びに給与等支払にかかる法定調書作成に関する事務(個人番号関係事務)	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(対象事務の追加による修正)」
平成28年6月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (前半)	【概要】 区は、講演料や弁護士報酬等の支払(所得税法第204条第1項並びに第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定される報酬、料金、契約金及び賞金)をする際、所得税の源泉徴収を行い税務署に納付している。この所得税の納付に関する個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書として税務署に提出をしている。 2.区が支払調書発行対象の不動産使用料等支払をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書(紙ベース)として税務署に提出をしている。 3.区が源泉徴収票発行対象(一般職員等分を除く)の支払(所得税法第183条並びに第185条の給与等)をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に源泉徴収票(磁気媒体)として税務署に提出をしている。	【概要】 区が支払調書発行対象の支払(所得税法第204条第1項並びに第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定される報酬、料金、契約金及び賞金)をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書(紙ベース)として税務署に提出をしている。 2.区が支払調書発行対象の不動産使用料等支払をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書(紙ベース)として税務署に提出をしている。 3.区が源泉徴収票発行対象(一般職員等分を除く)の支払(所得税法第183条並びに第185条の給与等)をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に源泉徴収票(磁気媒体)として税務署に提出をしている。	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(対象事務の追加による修正)」
平成28年6月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (後半)	【具体的な内容】 ①個人番号を財務システム内債権者番号と紐付け、源泉徴収ファイルとしてシステム内に格納する。②源泉徴収ファイルへの登録は、各課(係)が財務会計システムに登録する。③源泉徴収ファイルは支払調書への個人番号印刷時のみ使用し、他の業務で使用しない。④毎年1月、会計管理室で前年分の支払調書を発行し税務署に提出する。⑤2年以上支払のない個人番号データは、毎年1回調査して削除する。	①個人番号を財務システム内債権者番号と紐付け、源泉徴収ファイルとしてシステム内に格納する。②源泉徴収ファイルへの登録は、各課(係)が財務会計システムに登録する。③源泉徴収ファイルは支払調書への個人番号印刷時のみ使用し、他の業務で使用しない。④毎年1月、会計管理室で前年分の支払調書を発行し税務署に提出する。⑤2年以上支払のない個人番号データは、毎年1回調査して削除する。※支払調書を各課で発行する場合は、個人番号を付さない。⑥2の不動産使用料等にかかる支払調書については、支払情報を各課からエクセルデータで収集する。個人番号データについては紙ベースで収集する。エクセルデータをもとに支払調書ファイル個人番号データを使用し、支払調書を作成する。紙ベースの支払調書を税務署に提出する。⑦3の源泉徴収票については、毎年1月中に該当所属から紙作成の源泉徴収票を収集する。その後、会計管理室において源泉徴収票ファイルを使用し、源泉徴収データを作成する。このデータを人事担当部署から提出するデータの入った磁気媒体に追加したうえで、税務署に提出する	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(対象事務の追加による修正)」
平成28年6月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	財務会計システム	財務会計システム、パソコン管理	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムを追記)」
平成28年6月3日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	源泉徴収ファイル	源泉徴収ファイル、支払調書ファイル、源泉徴収票ファイル	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(ファイル名を追記)」
平成28年6月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	森部 一夫	田中 教彦	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)」
平成28年6月3日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成27年9月30日	平成28年4月30日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
平成29年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	田中 教彦	青木 重樹	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)」
平成29年6月9日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成28年4月30日	平成29年4月30日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
平成30年4月2日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	青木 重樹	近藤 倫生	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)」

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月17日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成29年4月30日	平成30年5月17日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和1年6月21日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成30年5月17日	令和元年5月10日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 (②役職名)	会計管理者 近藤 倫生	会計管理者	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式変更のため)」
令和1年6月21日	IVリスク対策の追加	なし	項目追加	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式変更のため)」
令和2年6月12日	II.1及び2いつ時点の計数か	平成30年5月17日	令和2年4月30日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和3年4月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 1.	【概要】 1区が支払調書発行対象の支払(所得税法第204条第1項並びに第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定される報酬、料金、契約金及び賞金)をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書(紙ベース)として税務署に送付する。	【概要】 1区が支払調書発行対象の支払(所得税法第204条第1項並びに第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定される報酬、料金、契約金及び賞金)をした際、その個人別情報(住所、氏名、個人番号、支払額、源泉徴収額、費目)を1年分まとめて翌年1月中に支払調書(DVD)として税務署に送付する。	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(対象事務における書類送付方法の変更のため)」
令和3年4月30日	II.1いつ時点の計数か	令和2年4月30日	令和3年1月29日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和3年4月30日	II.2いつ時点の計数か	令和2年4月30日	令和3年4月30日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和4年6月30日	II.1いつ時点の計数か	令和3年1月29日	令和4年1月31日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和4年6月30日	II.2いつ時点の計数か	令和3年4月30日	令和4年5月13日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和5年6月30日	II.1いつ時点の計数か	令和4年1月31日	令和5年1月31日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和5年6月30日	II.2いつ時点の計数か	令和4年5月13日	令和5年5月11日	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)」
令和5年6月30日	法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	「他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法令の項番の改正による変更)」